

■ 研究論文

江戸から東京への社会的諸制度の変化と都市オープンスペースの形態的变化に関する考察

The Relationship between the Constitutional Change of Social Systems and the Spatial Transformation of Open Space from Edo to Tokyo

土肥 真人 Masato DOHI

本論は江戸から東京への変動期にみられる都市オープンスペースの形態的变化を、社会的諸制度の変化との相関において検討することを目的とする。江戸の社会は身分制度を基底的制度としており、各身分内に治安管理や消火など社会的問題解決の為の制度、組織が含まれていた。江戸の都市空間はこの社会的制度から各身分集団による支配関係がかけられることにより、分節型の空間として現れていた。明治初期の身分制度廃止は、身分別に構成されていた諸制度・組織の機能別再編成を要請し、都市全体を管轄する警察・消防制度が誕生する。本論の考察の結果、東京のオープンスペースはその活動の空間として貫通型の空間として現れることが明らかにされた。

1. はじめに

明治6年、太政官布告により日本にはじめて設置された明治初期の公園が、東京という新しい〈都市社会〉においてどのような役割を果たしたのかは、公園を都市全体の中に位置づけることではじめて検証できると考えられる。江戸から東京への移行は、都市オープンスペースの大幅な形態的变化をとまっていた。公園もその変化の要素であり、帰結である空間装置の一つとして捉えられねばならない。

このような立場から、筆者は往還から道路へ、盛り場から公園への変遷を、おもに空間形態の側面から検証し、道路の誕生と共に道路に抵触しない空間として公園が要請されたことを示した¹⁾。また地租改正により追求された、近代的諸制度の土台である土地の私的所有、およびそれに伴う居住地の変化が有していた、東京のオープンスペースとの関係についても検討したところである。そこでは明治初期公園が、都市全体の急激な変化の中で生み出される、矛盾や軋轢の緩衝部分として現れることを指摘した²⁾。

しかし都市オープンスペースは、土地所有制度や居住形態とのみ関係するものではなく、さらに広範な社会的諸制度と影響を及ぼしている。本論においては、おもに江戸から東京への治安維持制度、消防制度の変化と都市オープンスペースの変化の関係を、「東京市史稿」や「史料集 明治初期被差別部落」等の史料から、実証的に検討する。すなわち、江戸から東京への都市空間の形態的变化が、社会的諸制度の変化と密接に結び付きながら生起することを明らかにするのが本論の目的である。この目的に沿って、本論は、2節か

ら5節で江戸の治安管理、火事対策と都市オープンスペースの関係を、6節から9節で東京の治安維持、消防制度の確立と都市オープンスペースの関係を、それぞれ考察する構成をとった。

日本における近代化の開始時点である、明治初期における都市オープンスペースを検討することは、錯綜し、把握することの困難な現代の都市空間を、その原初的形態から考察する基礎的作業であると考えられる。

2. 江戸の火事対策

火事は江戸という都市の一部になっていた³⁾。火事が花として文化レベルにおいて江戸に組み込まれれば、経済レベルでは商人にとつての火事後の物価高騰、職人にとつての新しい仕事などが彼らの生活に組み込まれていたし、幕府は火事後の寺社、武家屋敷、町の移転などを政治レベルに組み込んでいた。そして火除地としての明地、広小路等の設定により、火事は空間レベルでも江戸という都市に組み込まれたのである。江戸の〈社会—都市〉は、火事という存在を組み込みながら成立していたのであった。

江戸が、徳川幕府の下で大都市として誕生する時期の明暦の大火(1653)が、上に述べた火事の組み込みの出発点となった。この大火に際しては、治安上の不安も喧伝され、将軍の転居、すなわち江戸城からの脱出さえもとり沙汰されるほどであった⁴⁾。幕府はこの大火の後、速やかに一連の復興対策に手をつける。江戸城郭内からの大名屋敷の郭外への移転、寺院の江戸周辺部への移転、それにもなう町屋の移転、火除地として広小路の設置、往還の拡幅、両国橋の架橋などが、都市

空間にかかわるものとして実施された。江戸城郭内からの大名屋敷の排除を、幕府の内での役方(行財政吏僚)の番方(軍事職制)に対する優位の確立や、炎上した江戸城天守閣の不再建と照らして、江戸城の軍事施設としての機能が、行政機能に置き換えられてゆく過程とする見方があるが⁵⁾、往還の拡幅、両国橋架橋や寺社の移転による都市域の拡大などは、江戸全体が軍事的色彩の濃い段階から政治による安定を目指す段階へと移ったことを示している。このように、火事は近世都市としての江戸の成長をうながした要因でもあったし、幕府は火事存在を自らの権力執行に欠かせないものとしてゆくこととなる⁶⁾。

明暦の大火以後、幕府のとつた空間的な施策は都市全体に及ぶものであり、身分別に区分けされた都市内の各部分を超越するものであった。火事という現象は、身分制度と居住地の紐帯には関知しない性格のものであることは自明であるから、必然的にこのような政策が要請された。しかし、火事と幕府の間に打ち立てられた関係が、幕府の超越的な権力の顕在化をうながしたとはいえ、身分制度が江戸の社会の基底的制度であることに変更が加えられたわけではない。むしろ、身分制度によって房状に構成された社会と空間があればこそ、その上に超越的な権力が成立し得るのである。このことは、火事に対する幕府の制度的対応の確立過程を見ることで、より一層明らかになる。

明暦の大火の直後に、武家地に火消が設けられる。幕府直轄の定火消(旗本が任命される)が萬治元年(1658)に創設され、火消だけでなく火事場の治安維持にもあたった。また武家地には各大名による火消があり、これは

大名火消と呼ばれた。江戸城の火消しが最大の任務であり、江戸城とその関連施設に勤場所が設けられていた。また18世紀はじめには、江戸城を中心に東西南北の地域を区切り火消にあたる、方角火消と呼ばれるものも大名火消から組織されていた。彼らは、持ち場で火事があれば駆けつけ、定火消が到着するとこれと交代した。さらに自分たちの屋敷の火事に対しては大名の間で近所火消というものも組織され、それぞれの大名屋敷の周辺の火消を行った。同時期には旗本自身のための火消組織として飛火防組合が設けられ、旗本の町の火消にあたった⁷⁾。このように、武家地の消火は武士の組織が担っており、中でもさらに身分別に火消の諸組織が設けられ、当然これらの担当する場所も身分に対応する場所が構想されていたのである。

町地の火消制度は、享保3年(1718)に町奉行が各町の名主に町火消設置を命じることから本格的に始まる。町地の火事の際には、風上2町、風脇左右2町ずつの6町から、それぞれ30人の町火消人足を現場へ急行させることにした。そして幕府直轄の定火消が到着すれば、一緒に消火にあたることになっていた。町火消もいくつかの町が組合をつくり分担地域を定められていた。享保5年(1720)に組合の編成替えが行われ、ここで「いろは組」が登場する。およそ20町ずつに江戸の町地を分け、江戸市中の47組、本所深川16組の火消が各地域の消防を担当することになった。後にはさらに効率的にするために、これを10組の大組に編成した。

町火消は名主が支配し、その下に頭取、組頭、纏持、梯子持、平人、人足と位階が決められていた。火事が起こると、身づくろいをしてそれぞれの町の自身番屋(次節を参照)へ集まり、火消の諸道具を受け取る。そしていくつかの小組毎に集まってから、纏を打ち立て火事場へ走ったのであった。これには名主も同行した。町奉行所からも、火事場人足改の与力、同心が駆けつけ、火消の指揮をとった。町火消の隆盛にともない定火消の持ち場は少なくなり、組数も減らされたから、町地の火事はほぼ全面的に町火消の担当となった。また、橋詰の髪結床や床店などに橋の火消を命じたこともあり(1722~1735)、これは橋火消と呼ばれた。橋の火消は後に町火消の分担となり、髪結床や床店の人々は火事の際には人足として町奉行所へ駆けつけることとなった。

江戸の都市の構造や性格にさえ影響を与えた火事ではあったが、以上に概観したように幕府の採用した制度的な火事対策は、やはり身分制度の上に立脚したものであった。火事が発生、延焼した場所の身分のものたちが火消の任務を担当するのが、江戸の火事対策の

基本であったことが知れるのである。しかし、火事という現象の性格上、たとえば以下にみる治安管理に較べれば、町々、あるいは武家屋敷相互の協同は不可欠であったし、定火消が町火消と一緒に活動していたことなどは、身分制度に結び付き閉鎖的であった江戸の空間が、火事の際には開かざるを得なかったことを示している。

3. 江戸の治安管理

江戸の治安管理制度もやはり身分別に構成されていた。どの身分のものがかかわっているのか、どの身分の場所で起こったのか、によって事件を処理する系統が分かれていた。ここでは主に町奉行の支配系統に連なる、江戸の町と町人について見ることにする。

幕末の町奉行には22係があり、与力50人、その手下である同心240人がその任務にあっていた。この中で、直接市中の見廻りにあたるものは、定廻、臨時廻、隠密廻の三廻りであった。この三廻りは同心だけで組織されており、その人数は江戸時代を通じて増減はあるものの、それぞれおよそ8人、12人、4人、南町奉行と北町奉行に半分づつ所属していた。江戸市中の見廻りを行ったものには、町奉行とは支配を異にする火附盗賊改があり、与力5~10人、その下に同心30~50人が巡回していた。江戸100万都市(内町人はおよそ50万前後で推移⁸⁾)に対するこの人数はあまりに少数で、今日の警察制度しか知らない我々の目にはひどく貧弱に映る。もちろんこれだけの人数で、江戸の町地における秩序維持をはかることは不可能であったろうし、実際三廻りが少数でありえたのは、町々に設けられていた各種の番屋との協働があったからである⁹⁾。

江戸の町にはほぼ1町ごとに(小さい町などの場合は数町共同で)自身番屋が設けられていた。また各町には木戸番屋も設けられていた。自身番屋の起源は寛永(1624~43)中頃とされているがはっきりしないようである¹⁰⁾。しかし慶安元年(1648)の町触では「町之番所」という名で実質的に自身番屋があったことが知られている¹¹⁾。

自身番屋が設立された当初は、火事の備えとしての性格が強かったようだが、すぐに治安維持の役割も要請されるようになった¹²⁾。町の管理地内での問題は、基本的に自身番が取り仕切ったのである。町奉行の3廻りも、市中見廻りの際には自身番屋に立ち寄り、捕縛者の取調べや預け置きをした。もちろん、火事の際には町火消たちがまず集合し、備えつけられている火消の諸道具を受け取り、出勤するのが自身番屋であったことに変わりはない。また、屋間には地主家主の代わりに町の事務を果していた番役も詰めており、町

のことにする事務作業も自身番屋で行われていた。このように町の果たすべき諸役の根拠地となっていたのが自身番屋であった。いわば、江戸の都市の<制度的-空間的>な一単位である房の核であったのである。町奉行からは、しばしば自身番屋での酒などの飲食を戒める触れが出されているように、自身番屋は町の寄合所にもなっていた。

木戸番屋は自身番屋とは逆の町の入口に設けられた。江戸の町の入口には木戸が設けられ往還を区切っていたが、これを夜間締め切り通行人を監視したり、町内の夜警を行ったりするのが木戸番の任務であった。この番人は町抱えの者であり、家族で番小屋に居住し、副業として番屋で駄菓子などの商いを行っていたことから、商番屋とも呼ばれた。

江戸の町屋に設けられていた番屋の数は、嘉永3年(1850)に自身番屋990軒¹³⁾、嘉永6年(1853)には自身番屋1016軒、木戸番屋1074軒¹⁴⁾とある。天保14年(1843)の町から町奉行への報告には、自身番屋には大町で屋3人夜5人、小町で屋2人夜3人、木戸番屋には大町小町とも1人、特別の場合に2人が詰めていたことが記されている¹⁵⁾。つまり、江戸の町地ではおよそ屋3000~4000人、夜4000~6000人がそれぞれの町の範囲の警備にあたり、非常時にはすぐに1000人の増員が可能であったことになる。この人数は、明治4年に市中警備体制が確立された時の邏卒3000人よりも多い。江戸の三廻り、あるいは火附盗賊改の数十人が市中の秩序維持を果たせたのは、これら町単位で設けられていた番屋が存在していたからであった。

以上の江戸の市中警備システムは、身分制度のなかで分断され管理されていた空間と双方向の対応を示していた。江戸の社会秩序維持のための主要な方法は、巡回による警邏ではなく、各町の締切による事件の封鎖あるいは排除にあった。そして、都市内のある場所に封鎖された事件は、その場所あるいは事件に関係した者の身分に連なる支配系統において処理されるのである。木戸によって区切られた往還や広小路などの空間は、このような身分制度による秩序維持の方法に育まれ、同時に、町毎に区切られた空間がそのような秩序維持の方法を育んでいったのである¹⁶⁾。

しかしまた、往還は人や物の移動のための空間でもあったから、町の一部として木戸などにより完全に締め切ることには不可能であった。また、寺社境内など町奉行の管轄外での町人の行動の取締りにも、以上のような治安維持の方法は限界を有していたのである。すなわち、居住地を単位として房状に構成された江戸の都市空間の中で、オープンスペースが以上のような警備方法にそぐわぬ面を持っていたことは、身分制度を社会の根本的な基

礎としている幕府にとっては大きな問題であったと考えられる。幕府が身分制度の完成によって社会全体、都市空間全体を支配するに至るには、身分と居住地との紐帯以外の関係を、身分制度とオープンスペースの間に備えさせなければならなかったのである。この関係を次節で検討する。

4. 江戸のオープンスペースと雑種賤民

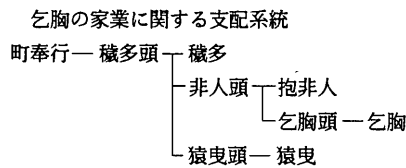
駕籠かきや伝馬などの交通運輸関係、各種の番人や火消人足などの治安消火関係、出店商人や行商人などの商業関係、この他にも多彩な人々が江戸のオープンスペースを生活の場としていた。ここでは、往還、広小路、橋詰、寺社境内などで、物貰い、大道芸、門付芸（町の家々の門口で祝詞、寿言などをもちとされる芸能を行い、金銭を乞うもの）などを行っていた人々に焦点を当ててゆきたい。彼らの身分とオープンスペースとの間には、身分制度と居住地の間に見られる関係を補い完成させる関係が形成されていた、と考えられることがその理由である。物貰いや大道の諸芸能は、その形成にそれぞれ由縁を持ち、内容的にも多岐にわたっていたのだが、ここでは、その歴史的発生過程あるいは細かい区別にはふれず、明治初期にそれらの人々と空間の関係がどの様に変化してゆくのかを後に考察する為に必要な記述に限定したい。

ここでとりあげる乞胸（ごうむね）、非人、香具師などについては、主に被差別民衆史、民衆芸能史の関係分野で研究がなされているので、それら既往の研究に沿って江戸の都市オープンスペースにおいてどの様な活動が行われ、それらの芸能を担った身分とオープンスペースの関係はいかなるものであったのかを概観する⁹⁰。

(1) 乞胸（ごうむね）

江戸には、そのオープンスペースで繰り広げられる大道芸を支配・管理する集団がいくつか存在していた。彼らのなかでまず触れなければならないのが、慶安年中（1644～51）に形成されたとされる、乞胸という特殊な賤民身分である⁹¹。彼ら自身の幕府への報告によると、町人が江戸市中で大道芸を行っていたところ、その職業形態が非人のものに近かったため、非人頭車善七から差し止められ、以降職業については非人頭の支配を受けることになった、と記されている。乞胸の人々は乞胸頭の下でまとめられた。そして、職業の面では乞胸頭を通じて非人頭に支配されたのである。この非人頭は穢多頭弾左衛門の支配下にあり、穢多頭は町奉行の管理下にあった。もっとも乞胸の身分は町人扱いのままであったから、職業以外の件についてはこの支配関係とは関係なく、町人として取り扱われるこ

とになっていた。したがって乞胸頭である仁太夫であっても、もし乞胸という職業をやめたならば、非人を通じた賤民の支配関係とはいっさい関係をもたなくなる、とされていた。



乞胸家業書上によると、乞胸が行っていた大道芸は12種類（綾取、猿若、辻放下、浄瑠璃、物真似、物読、江戸萬歳、操り、説教、仕方能、講釈、辻乞胸）であるが、ここではその後を書いてある一文に注目したい。

乞胸家業書上 中略

右之外、所々寺社境内并明地、広間、葺簀張、水茶屋之内にて見世物或は芸等仕、兼て見物人より銭申請候者は往古より私支配ニ御座候、中略

一、盲人之義は、町屋門々立、往來辻々にて三味線ヲ弾、其外芸等仕、渡世仕候者之分は支配仕候、

中略

天保十三寅年五月廿四日 下谷山崎町

五人組持店

乞胸頭

仁太夫⁹²

乞胸頭によって具体的にあげられた芸能に当てはまらないものであっても、寺社境内、明地、広小路、往還などで行われる見世物、つまり大道芸は基本的に乞胸の支配に拘るとしているのがわかる。例えば、江戸時代の盲人たちは全国的な集団を形成していた。それでも江戸の市中で芸能を行い、銭を受け取る際には、その職業に関しては乞胸の支配を受ける。また、同じく賤視されていた芝居役者は、すでに穢多頭支配を免れていたため、乞胸とも無関係にされたのであろうが、芝居の行われる場所という点では、大道芸ではなく、芝居町を形成し屋内興行となっていたことも、乞胸頭の支配とは相入れないものであった⁹³。

乞胸身分（厳密には身分は町人、職業のみ賤民）の支配は、その家業内容と共に行われる場所（オープンスペース）から定義されていた。身分と居住地の紐帯の弱かったオープンスペースにおける身分制度の現れ方を考察する上で、このような乞胸という身分の成立は非常に示唆的である。「乞胸頭家傳」によれば、長島磯右衛門という浪人が、寺社境内や明地などで草芝居その他種々の見世物をしていたところ、仲間が多く集まってきた。ところが見世物、大道芸などは非人頭車善七支配にかかわるものであったから、磯右衛門以

下は家業に関してのみ非人頭の支配下に入ることになり、磯右衛門を頭とする乞胸という新たな身分集団を形成することになった。

この乞胸の由緒書きから我々が看取すべきことは、乞胸の現れる前は、非人という身分集団が江戸のオープンスペースにおける各種の芸を支配していたこと、非人と異なる身分のものがやはりオープンスペースで同様の家業を始めたことに対し、幕府、町奉行は乞胸という新たな身分を設けることで問題の解決をはかったこと、である。幕府は、非人以外の身分のものによる大道芸などを禁止することもできたのであろうが、少なくともこの例を見る限り、新たな身分集団を認めている。厳格な身分制度は土農工商の各身分内でも貫徹されており、いわば集団間に設けられた無数の差異にアイデンティティーを有する集団を、直接幕府が管理することが江戸の統治における原則であったとするならば、乞胸という集団の承認もまたこの原則ののちのものであった。しかも、身分は町人、家業は賤民というカテゴリーを新たに設けることは、それまでの身分制度に変更を加えずに、それまでの身分制度では想定していなかった問題を将来にわたり解決することにもなるはずである。

すなわち、乞胸が身分集団として成立した以上は、彼らの支配の及ぶ限り自ら家業と場所を管理することが義務ともなるのである。先の「乞胸頭家傳」にも、乞胸頭の支配下のものが寺社境内や町々を毎日見回り、家業、稼ぎ場において乞胸支配にかかると思われるものが無断で営業を行うこと（「潜」<もぐり>）を監視することが記されている⁹⁴。これは、乞胸にとって自らの権益確保のために必要なことであり、同時に幕府にとっては、オープンスペースに跳梁する素性の確かではないものに対する効果的な管理制度であった。つまり乞胸という身分の設定そのものを、幕府の秩序維持政策の一環として捉えることができる⁹⁵。香具師や願人などは、非人身分ではなく家業や稼ぎ場が乞胸と重なるものであったが、彼らと乞胸がオープンスペースにおける支配関係をめぐってもめるのも、幕府にとってはその都度対処すればよい問題であった。支配関係の重複は、支配関係から取りこぼされるものが引き起こす秩序維持上の問題（実際に彼らが野放しにされることに加えて、身分制度の不完全さが露呈されてしまう）に較べれば、とるに足らないものであったと考えられることができる。

例えば、町家内の芸者は乞胸の支配に属さないが、往還端、寺社境内、広小路などで三味線を弾いたり浄瑠璃を語るものは、乞胸の支配下にある⁹⁶。先にみた盲人もこれと同様に考えられる。つまり乞胸とは、江戸の寺社

境内、明地、広小路、往還などオープンスペースで行われていた芸能のうち、その支配関係の明らかでないものを取りまとめ、幕府の制度に組み込むようにつくられた身分集団であることが理解されよう。

乞胸という身分は、オープンスペースにおける支配関係を明確なものにするために、すなわち身分制度による社会統合に不可欠なものとして成立したのである。つまり房状都市の各房の間を埋める身分としての存在意義が見いだされるのである。しかし我々はこのでも、空間から制度への働きかけと言う契機を見落とさないようにしよう。これまで記述してきた江戸の社会における身分制度の充実、江戸の空間のあり方と双方向の関係を有していた。江戸の町地には、町毎に木戸で区切られていた往還や広小路、支配関係を異にする寺社境内という、大道芸や門付の舞台になり得る空間が存在し、それらを舞台として大道芸、門付が発達していた。身分制度により空間的に分節された空間が実現され、分節された空間がさらに身分制度の充実を招来し、完成されてゆく身分制度がさらに空間的分節を確実なものにしてゆく、といった制度と空間の双方向の関係が、江戸には存在していたのであった。

(2) 非人

身分制度と都市オープンスペースの関係は、乞胸だけにとどまるものではない。江戸の非人がオープンスペースにおいて果たしていた役割は、比較的良く知られているものである。非人の起源は平安朝の初期あるいは奈良時代にまで遡れるようだが²⁹、身分として厳格に確立されるのは他の身分同様江戸時代になってからである。彼ら非人は、非人頭の支配を受け、婚姻関係も非人同士の間でしか結ばず、居住地も非人困い地の他、河岸地、寺社境内などの都市オープンスペースに小屋を建て、普通の町地に住むことはきびしく制限されていた。服装、髪型に至るまで、非人は身分制度の中できびしく差別された人々であった³⁰。

江戸の非人という身分は、居住地のみならず家業においても、江戸のオープンスペースと密接な関係を有していた。江戸の町地は空間的にも町毎に区切られていたが、往還や広小路などは、それに面する町で管理することになっていた。町々はその管理に非人の一部を用い、これを町抱え非人といった。彼らは表通りの掃除や飲料水の運搬、路地の夜番などを請け負っていた³¹。しかし、穢多頭が幕府に提出した穢多と非人の違いによれば、非人本来の家業とされたのは物貰いである³²。非人たちの間では江戸の町は数十区に分かれ、それぞれが勤進場として近隣の非人の物貰いの場所となっていた。

非人は、自分の勤進場である町に慶弔があると、その家の前で祝詞や悔みを述べて銭などを受け取るのである。これは幕府公認の非人の生活の糧であった。そして非人に認められていた物貰い家業は、町人にとっても有益な一面を持っていた。非人以外の物貰い、乞食などを追い払うのに、非人頭から渡される「仕切札」が効果を発揮したのである。非人頭へ一定の金額を先払いすると渡される「仕切札」を家の前に貼っておけば、もはや執拗な物貰いも近づかなくなった³³。また、司役（つかさやく）という市中の内偵にあたった時期もある³⁴。これも、往還などを稼ぎの場にしてきた非人身分が、自らの場所の管理を通じて幕府の秩序維持政策に組み込まれたものだといえる。また、町奉行所や牢屋敷への使役が非人の公役であったが、下級刑吏としての彼らの役割にも、重罪者の市中引き廻しや取調べへの罪人の移送など、往還などにかかわるものがあつた。また、非人の妻や娘は、女太夫（正月の間は鳥追）として、三味線を持ち町を歩き門付をして歩いていた。

江戸の非人身分には、非人頭の支配を受ける非人小屋に属する「抱非人」と非人身分でありながら非人頭の支配を受けていない「野非人」がいた³⁵。野非人は、身分制度から逸脱する存在であったから、幕府はさまざまな方法で彼らを取り締まっていた。もっとも広く行われていたのは、非人頭以下の抱非人による取締りである。抱非人たちは、それぞれの持ち場を巡回し、無宿人や野非人を狩りだした。これは「制道廻り」「狩込」「片付」と呼ばれた³⁶。こうして集められた野非人たちは非人小屋に収容された。無宿人たちも同様に扱われる時期もある。つまり、狩り出された浮浪者たちは非人頭の支配下に組み込まれ、今度は浮浪者を持つ側になる。幕府のオープンスペースにおける社会秩序維持が、非人という身分制度を通じて効果的に実践されていたことを理解できよう。

(3) その他の賤民

往還、橋詰、広小路などを芸能の舞台としていた他の集団に、願人、香具師、越後獅子、猿飼などがある。彼らもまた、自らの身分に関するオープンスペースでの治安維持を担っていた³⁷。そしてこれらの身分は、そのうちに細かな差異をとめないながらも、すべて賤視の対象であった。一般にこれらの賤視は、彼らの家業から説明される。しかし、往還上で芸能以外の家業を営んでいた者たちへの賤視も見られる。例えば、木戸番屋は往還上に建てられていて、商売も行っていたことから商番屋とも呼ばれていたが、その番人は番太、番太郎と呼ばれ賤視の対象であった。また、これも各町に一軒づつ往還上にあつた髪結床

の髪結たちも賤視されていた³⁸。

身分制度に対応し、身分制度を支えていた江戸の都市空間において、居住地（町屋）ではなくオープンスペースを生活の場としていた人々には、その業態以外に房の間である彼らの空間の性格からの社会的な規定がなされていたと考えられる。

5. 江戸の都市空間と身分制度

江戸という都市が、武家地、町地、寺社地など身分別に区別された部分から構成されていたことはよく知られている。しかし現代に生きる我々は、江戸の都市内におけるこのゾーニングが、今日の都市にも見ることが可能な、社会階層の違いによる住み分けとは全く異なるものであったことに注意しなければならない。つまり江戸においては、身分によって単に居住地のみが決定されていたのではなく、身分によって職業、職場、従うべき社会規範や支配系統も峻別されていた。武家地は大目付、目付を通じて老中、若年寄、寺社地は寺社奉行、町地は町奉行の支配というように、それぞれ支配系統が異なっていた。身分制度によって空間的に区別されていた都市内の各部分には、また、身分制度によって制度的に区別された支配系統が及ぶことになっていたのである。

このような構造を持つ江戸の諸制度は、今日の諸制度に馴染んでいる我々には、不必要で不合理なものに感じられるだろうし、多くの場合今日の基準に照らして「江戸の市政は複雑とならざるをえなかった」「江戸の市政は支配系統が錯そうしていて複雑であった」などと判断されることになる³⁹。しかし、社会制度の基底的な制度として身分制度を用い、それを確立することで徳川幕府が300年に及ぼんとする支配を続けたのは、歴史的な事実である。したがって、今日において一般的に考えられている、機能対応型の諸制度から見ると、不合理で錯綜して映る江戸の諸制度は、身分対応型の諸制度としては、きわめて合理的かつ完成されたものであったと言える。江戸においては、身分制度による各身分集団を峻別することが第一義の合理性であつて、その結果として、社会的に要請される諸機能に対して、各身分ごとに設けられる諸制度が重複することは、身分制度に規定された社会においては、きわめて合理的な結果なのである。

しかし、身分制度が江戸の社会の基底的制度であることを前提にして、更に詳しくこの「錯綜する」江戸の諸制度を検討してみれば、多くの場合には「複雑」な支配制度ではなく、おそらく単純な支配制度の中に人々は生きていたという指摘もできるだろう。身分別に区分けされた都市空間と、それに対応する身

分の人々が一致している場合には、他の支配系統の介在する余地はなかったわけであるし、だからこそ、身分制度において居住地が大きな役割を果たしていたのである。基本的に江戸の人々は、その属する身分に振り当てられた居住地に縛り付けられていたのであるから、問題がその範囲内で起これば用意されている支配系統によって速やかに解決をはかることができた。木戸によって往還を区切ることは、町々がそれぞれ別の仕方で幕府へ統合されていること、それぞれの町はその由来、公役、家業などの面で他の町と自らを区別していたこと、と連動していた。つまり大小の差異を設けることにより、幕府がそれぞれの社会集団を直接支配するという身分制度の原則は、町々の間でも貫徹されていたのであり、身分制度による社会統合が成熟すれば、江戸の町々は他の身分、他の町との差異にアイデンティティの確保を果たすことになる。往還や広小路に面する町は、その中央まで（水路などで向いの町がない場合は全面的に）管理を任されていたので、木戸によって区切られた往還、広小路などは、各町に附属するオープンスペースという性格が強かった。そこには、身分制度という社会制度が、都市空間の空間構造を規定し、逆に峻別された空間が社会制度である身分制度を支える、という関係が存在していたのであった。

以上から、今日の我々に複雑あるいは重複して見える江戸の諸制度について次の点が指摘できる。第一に、生じた問題と身分制度が一意的に重ならないときの処理方法が我々の目には複雑に映るということ、第二に、身分制度に直結した居住地から離れた空間、すなわちオープンスペースにおいて第一の現象が多く見られたであろうということ、である³⁵。第一の点に関しては、これまで見てきた、身分におかまもなく襲いかかる火事や都市全体としての治安維持などがあげられよう。第二の点に関しては、寺社境内や広小路、橋詰などの盛り場や交通路でもあった往還などのオープンスペースは、さまざまな身分の人々の活動の空間であった。多岐にわたる身分は、それぞれが支配関係を有していたから、結局江戸のオープンスペースには、居住地に比して、はるかに複雑な身分制度による重層的な管理が見られることになるのである。

実のところ、この2点は江戸という都市における身分制度と空間の密接な結合を、制度と空間の両側面からアプローチしたものに他ならない。〈身分—居住地〉によって安定した〈社会—都市〉を実現した江戸において、〈身分を超える社会的問題—居住地を離れた空間〉の問題は互いに深く結び付きながら、制度と空間の狭間として現出するのである。房状の支配制度とそれに対応した房状の都市

空間が、圧倒的な安定をもたらしていた中で、いくつかの房にまたがる問題は、房状に構成された都市の各房の間の空間を舞台にして生起するというイメージを持ってもらえればよいだろう。

身分制度と居住地の紐帯による社会統合にみられるこの弱点を補うのが、各種賤民身分の存在であった。この重層的な支配関係を図式化してみるならば、

- ①：都市空間が町単位に分断され、それぞれが別個に幕府へ連なる支配系統、
- ②：オープンスペースを生活の場にしていた人々の身分を通じて、都市空間を横断して形成される支配系統、

とに分けて考えることができる（図参照）。そのどちらも、身分制度という幕府の社会統治の基本政策から生み出された、オープンスペース管理の方法であることはいうまでもない。町毎に区切られた都市空間の統治が、オープンスペースにおいては露呈する不十分さを、非人や乞胸や香具師などの身分集団の支配関係が補っていたのである。

しかし、身分と居住地との紐帯は江戸の身分制度の根幹にかかわるものであるから、居住地には結び付かないオープンスペースとそこに生きる身分との関係は、一段低いものと見なされた。それが乞胸や非人や香具師などへの賤視として現れ、さらには髪結や番人への賤視ともつながる。もちろん、大道芸人や非人や香具師への賤視は、江戸以前にその起源を持つものであるから、江戸の身分制度と都市空間の関連のみで語ることはできないだろう。しかし、幕府が既に存在していたある人々への賤視を空間的に固定し、社会統合の一環として利用し位置づけたのは明らかである。江戸において、各種の賤民身分が固定され確立されてゆく過程には、身分制度と空間との関連が大きくかかわっていたのである。

6. 明治の身分制度廃止

明治政府にとって、封建的土地制度からの脱却、土地の私的所有制度の確立は、近代化の経済的基盤として重要課題であった。しかし、日本においては、土地の私的所有による商品化を進めるためには、土地に結び付けられた江戸時代の身分制度の解体が同時に必要であった。ここに、経済レベルでの再編が、社会的なレベルの変化を要請する根拠があった。明治政府は地租改正の重要な一里塚である

「地所永代売買」の布告の前に、江戸以来種々の理由から特別扱いされていた高外除地を解消する作業へと取りかかる³⁶。江戸から東京への都市空間の変貌の規定要素の一つであった地租改正事業は、江戸のオープンスペースに生きていた人々の居住地の所有権、あるいは居住権さえ取り上げる中で進められた。明治4年8月27日、この一連の作業のなかから太政官により賤民廃止令が布告され、「穢多非人等之称」は廃止された。

辛未八月廿八日

御布告寫

穢多非人等之称、被_レ廢候條、自今身分職業平民同様タルヘキ事。

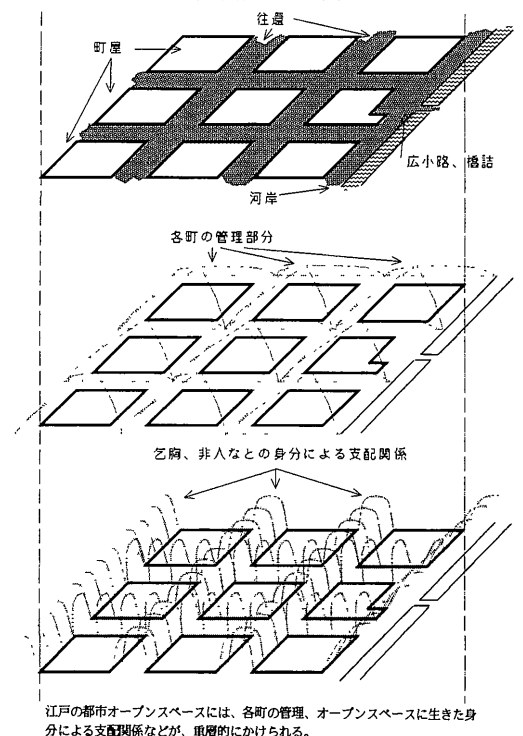
同諸府県へ。

穢多非人等之称被_レ廢候條、一般民籍ニ編入シ、身分職業共、都テ同一ニ相成候様可_レ取扱_レ。尤地租其外除_レノ仕来モ有_レ之候ハ、引直シ方見込取調、大蔵省ヘ可_レ同出_レ事³⁷。

この布告からは、明治政府が、江戸時代に税を課せられない場所とされた土地に、改めて課税することを目的としていたことがわかる。しかしこの布告は、無税地からの租税徴収のみを目的したわけではない。賤民廃止令を含む社会全体にわたった一連の身分制度の廃止（社会的制度の変更）は、基本的にすべての土地が一定の基準で計量可能になり、売買可能になるため、すなわち土地の私的所有制度の確立のためにこそ必要であったのである（経済的基盤の変更）。

明治初期の、江戸から東京への諸々の変化

江戸：町地のオープンスペースに関わる管理・支配関係の概念図



は、都市空間の形態の変化と絡み合いながら進行していった。身分制度に規定された江戸のオープンスペース管理体制も、道路や公園を管理する政府や府など公共機関の登場により、その体制を完全に変えることとなる。以下に、この過程を治安維持、消防制度の変遷を通して、乞胸など、江戸のオープンスペースに生きていた人々の存在の根拠であった、身分制度の解体と都市空間の変化について検証する。

身分制度の中で底辺に位置づけられていた人々は、賤民廃止令によって、制度上、身分職業に関して平民化されることとなる。この布告では直接には触れられなかった乞胸や香具師などについても、賤民廃止令布告の後相次いでその身分の廃止が行われる。

明治3年9月19日に平民が名字を許されたが³⁹、乞胸については、その職業が非人同様であり、名字を持たせるのは不相当であると、町の年寄りから同年10月9日に伺いが出され、これを明治政府は認めている⁴⁰。この時点では、乞胸など賤視されていた人々に対する身分上の差別は、町人にも政府にも強固に維持されていた。しかし、賤民廃止令が出された直後の明治4年9月には、まず乞胸頭に名字が許され⁴¹、さらに同年10月には乞胸という集団そのものが解体されることになる。

申渡

乞胸頭

山本二太夫

今般穢多非人之称被廃止、一般平民江編入シ、身分職業共総テ同一相成候様被仰出も有之候ニ付而ハ、自今乞胸頭之称被廃止候間、其旨可存

区之

中添年寄

今般穢多非人之称被廃止、一般平民江編入シ、身分職業共総テ同一相成候様被仰出も有之候ニ付而ハ、乞胸頭之義も被廃止候間、是迄右支配下ニ属シ候もの共ハ、町規に不振様相心得、銘之適宜ニ営業不苦候事

右之趣、区之不洩様可触知もの也⁴²

香具師についても明治5年6月に同様の布告が出される⁴³。また、願人を乞食同様に取り締まるという通達が廃止令以降相次いで出され、明治6年8月23日には願人の称の廃止も布達される⁴⁴。

以上のように、賤民廃止令を受けて、明治4年から6年にかけて、江戸のオープンスペースに生きていた人々の身分は消滅し、諸集団は制度上解体されることとなる。乞胸や香具師、願人などは賤民廃止令の適用により、平民とされることになった。「穢多非人等」などを対象とした賤民廃止令の目指すところは、一国的な土地の商品化への準備であった。し

かし、上にあげた3集団の解体は、賤民廃止令に準拠して布告されたものではあるが、直接に彼らの居住地にかかわる地税が問題とされ、これらの身分解体の布告が要請されたのではない。なぜなら、乞胸や香具師や願人は賤視されていたとはいえ、除地居住を定められてはなかったからである。彼らは東京となっても、元々居住していた町の店子として住み続け、後に貧民街と呼ばれる町の核を形成することになる。つまり、地租改正を直接の引金に出された賤民廃止令が直接目的とするところと、その賤民廃止令に準拠して行われたこれらの身分の解体の目的の間には、ある飛躍が生じているのである⁴⁵。

このことは、以下の重要な事実を指していると考えられる。地租改正事業を進める明治政府にとって、身分制度による居住地指定の解除が必要な作業であり、賤民廃止令はその意図の下に布告された。しかし、一律の地租を通じて土地の商品化をはかり、それを売買可能にするための身分制度の解体が、都市オープンスペースにおいては、土地の売買という経済的なレベル以上に、おそらく制度(政治)的な面を強く有していたと言うことである。地租改正事業によって、往還、広小路、河岸地、橋詰、社寺境内などの都市オープンスペースの多くは、官有地として一律に府の管理下に組み込まれ、一部は払い下げにより所有者の明確な私有地とされた。土地の私的所有が導入され、それぞれの土地の所有者が確定されることは、同時にその管理者が特定されることである。江戸において身分制度に規定され都市内で分節化され、それぞれの身分にその管理が任されていた空間は、もはや存在できない。

明治4年の賤民廃止令は、土地の私的所有の前に前時代の残滓と化した身分の解体を念頭においてなされたのであるから、都市全体が、区別なく所有される土地となるのは政府の思惑通りである。しかし、都市オープンスペースには、地租改正により土地の私的所有の徹底された江戸以来の居住地とは、異なる変化が生じた。東京のオープンスペースが、基本的に官有地に組み込まれたということは、江戸には存在していなかった往還全体、社寺境内全体を管理する者が登場することを意味する。(往還全体、社寺境内全体という空間の捉え方そのものもこの時同時に誕生するのである。)しかし、都市の中を網の目のように走る、道路をはじめとするオープンスペースを一手に管理するものの登場は、道路や公園の維持管理の責任が、単に各町や大名や寺社から、東京府という公共に移行することにとどまるものではない。前節で概観した、江戸のオープンスペースにおける治安制度など、諸制度すべてに重大な変更を加えてゆくので

ある。

7. 東京の治安維持

幕末に至り世情が騒がしくなると、江戸において完成されていた身分制度と結び付いた空間、すなわち閉じた空間による警備制度は、治安維持の役目を果たせなくなる。黒船来航以来、騒然とする江戸市中の治安維持の強化は以下のように進んでゆく。

萬延元年(1860)桜田門外の変による井伊大老暗殺を受けて、幕府は武士に江戸市中の昼夜見回りを命ずる⁴⁶。文久元年(1861)にはさらに同様の命を重ね、見廻りの強化をはかった⁴⁷。これが巡邏による治安維持の始まりとなる。文久2年(1862)、京都の警備にあたらせるため諸家の家来や浪士を集めるが、すぐに江戸に呼び戻す。しかし解散はされず、江戸市中に分屯したこの浪士集団の狼籍に、当時の治安維持組織は対応不能に陥った。浅草の富豪へ軍用金の徴用を強要しに出向いた彼らに対し、町奉行へ訴えが出されたが、両町奉行は逮捕できず、浪士逮捕係と交渉するも断わられ、更なる強権を幕府へ要請したのである。翌日幕府は5大名に市中昼夜の見回りを命ずる。結局、事件を起こした浪士は処分され、残りの浪士たちは新徴組と称され、市中取締り係の附属とされた⁴⁸。

文久3年(1863)には、幕府は、ふたたび江戸の諸隊士に市中の見廻りを命じる。さらに、武家地にもこれまではなかった関門を設け、夜は締切り、番人として3人づつ配置することにした⁴⁹。慶應3年(1867)大政奉還の年には、諸藩に屋敷付近の警備を命じ、江戸に残っていた幕府配下の諸隊に市中警備を命じた。町奉行の三廻りは持ち場を定められ、そこに詰めることになった。新たに江戸への出入口となっている宿場に関門を設け、諸大名に警備を命ずる。市中においては、外堀にかかる橋のうち城門のないものを封鎖した⁵⁰。それでも足りずに、12月には町奉行によって町人を町兵として組織し、市中警備にあてることも検討されたが、もはや幕府の倒壊は目前であり、ほとんど実施されないまま、新政府の元で却下された⁵¹。

一方で佐幕派の武士たちは、東征して来る官軍を前にして徒党をくみ、寺などにたてこもり始めた。100~500人の集団が40~50もあったとされる。また伏見の戦いから逃げ帰ってきた兵士たちも、江戸に居場所を見つけられず、市中は混乱の極みに達していた⁵²。

この間、各町に対して自身番の強化、木戸締切の徹底などの触れが繰り返されが、統制を失った浪士の武装集団、幕府側の攪乱を図る諸藩士、それらを取り締まるための藩士旗本らの隊列などが闊歩し暗躍する江戸の往還では、もはや実効的な治安維持は期待で

きなかったであろう。むしろ浪士や薩摩藩士らは行動を起こすにあたって、監視、逃亡のためにまず町の木戸を掌握したことも史料にはみられるのである⁹⁰。江戸の町々は、すでに自らの空間の戸締りができない状況にあった。治安維持の面では、明治の到来を待たずに、江戸の町は身分制度に規定された房状の都市空間を喪失しつつあったのである。町人が構成する町兵による市中巡邏が、幕府によって目論まれたことは、この事を如実に語っているだろう。

慶應4年(1868)4月11日、官軍が江戸城に入城する。4月21日に総督府は旧幕府の町奉行に市中取締りを命じる。さらに旧幕府家臣に(この中には勝海舟とともに後の東京府知事大久保一翁も含まれている)江戸の秩序維持のための取締り方法を委任した。そして同年5月1日、ついに徳川方の市中取締りは解除され、官軍が市中取締りを行うことになった⁹¹。5月19日には町奉行、寺社奉行、勘定奉行が廃止され、それぞれ市政裁判所、社寺裁判所、民政裁判所にひきつがれる。しかし、市政裁判所の内容は旧来の町奉行所と大差なく、三廻りも残されたし、その人員もわずか2人増員されたのみであった。実質的な秩序維持には官軍があたっていたのである。そして、同年6月4日市政裁判所から、木戸、自身番屋、木戸番屋の維持を免除する申渡しがなされた。

町々 地主町人共

近来町々自身番屋詰番、嚴重之申渡等有之候処、心得方は追々相弛み候哉に候得共、町入用は多分に相掛、地主共難儀致し、其上当節は普請修復等之名目にて番屋切置候分も有之趣相聞え、相当不致儀ニ付、当分之内、番屋詰方一般に差免候間、番屋は前々夏向之通り相心得、置候様可致候。追て場所減し取払等可申付候。 中略

一、町々木戸之儀も類焼後不取建場所も有之、又は木戸有之候共、明地等も有之、取締も相立不申、有名無実之儀に付、当分之内一切切等之刻限相廃候間、損候歎、往来障りに相成候分は取払可申、木戸番屋等も地主共勝手次第取払、番人相減し可申候。 後略⁹²

自身番屋の廃止は維持費用がかさむことを理由になされた。木戸廃止に関しては、町の治安維持には無用であるとの認識が示されている。また木戸や番屋が往来の妨害になるものであるという認識が示されているのも重要な点である。市政裁判所は、この分に関しては積極的に引き払いを求めている。江戸においては、往来を狭めること、町を空間的に閉じることで治安維持に重要な役割を果たしてきた木戸や番屋は、新政府の目には、全く異

なったものとして映っていたことが明確に知られよう。この時期はまだ維新の混乱の只中であり、木戸撤去などは、物流を考慮したと言うよりも治安維持の方法論の変化に対応するものと考えてよい。すなわち、幕府が確立してきた町毎に管理を任ずる治安維持の方法は、幕末の社会の混乱の中では役に立たず、実質的には武装集団による巡回という治安維持の方法が採用されていたことの帰結として、自身番屋、木戸番屋、木戸の廃止はもたらされたのであった。町人が自身番屋の廃止に不安をおぼえ、廃止ではなく縮小をと政府へ願っているがこれは却下されている⁹³。

実際の自身番屋、木戸番屋、木戸の撤去は同年9月に行われた⁹⁴。しかし、この撤去は番屋の維持が町の負担になるという先の布告とは別の理由から行われたのであった。すなわち明治元年9月の天皇東幸に際して出された次に引用する布告の実施であったと考えられる。

申渡 組々世話掛 名主共 中略

一、自身番屋商番屋共、多分は往還道式之内ニ取建有之、往来を狭メ、其上火災之節、消防之妨ニも相成候間、御臨幸以前、早々取拂可申候。尤自身番屋商番屋無之候間は差支候場所は、沽券地之内え引移候様可致候。

右之通組々并番外迄、不洩様早々可申通候。

辰(明治元年)九月⁹⁵

江戸が東京とその名を変えることは(明治元年7月17日)、空間的には江戸の房状都市の解体、江戸のそれとは全く異なった規範による空間の形成として表現されるのである。この空間の推移は、身分制度を基底にした諸制度と対応していた空間が、機能対応型の諸制度と対応する空間へと変化してゆく重要な第1歩なのである。

治安維持に関する木戸や番屋への政府の認識は、火災についても同様に見られる。自身番屋は町火消の道具を備え、また町火消の最初の集合場所であったのだから、これが消防の妨げになるとは江戸の人々も驚いただろう。しかし、新たに権力の座についた者たちがなそうとしたことは旧秩序への理解ではなく、その破壊と新秩序の確立、すなわち御一新であった。その彼らがまず手つけたのが空間的なものであったことは重大な事実である。江戸の町を閉じていた木戸や番屋の撤去が、財政上の理由はともかく、新たな権力の中心となる天皇の到来とともに行われたこと、天皇の到来—江戸から明治への変名—房状都市空間の解体、という関係を確認して考察を続けることにしよう。

自身番屋や木戸番屋や木戸の撤去は以上の

ように行われたのであるが、これを追いかけるように町々に課せられていた制度上の自身番任務も解かれる。明治2年3月16日に東京府は、朱引内(ほぼ江戸の町地⁹⁶)を50の区に分ける行政的な区画改訂を行った⁹⁷。当時53万人余であった東京府の人口を、ほぼ1万人を基準として50の行政的区画に、その行政責任者としての世話掛6名、中年寄47名、添年寄39名に再編成したのである。これは、幕末には1000を超えていた町や278人の町名主を、東京府の指導の下に統合するものであった。この行政区画の整理のときに、これまで各町で行っていた自身番の勤めは解除される⁹⁸。そして行政的な事務を扱うものとして、町用取扱所を1区毎に設けることとした。

この町用取扱所の建物には、元自身番屋が充てられることもあったようだが⁹⁹、とにかく嘉永3年(1850)に990軒、嘉永6年(1853)に1016軒とされていた自身番屋は¹⁰⁰、そのほとんどがお役御免となったのである。また50区制にともない、明治2年4月29日には門前、河岸、拜借地、屋敷、新造、埋立地、会所、飛地、代地などの江戸以来の名称を廃止し、それぞれの所属する町名に統一した¹⁰¹。自身番任務の解除は、すなわち江戸の町そのものの行政上の解体あるいは弱体化の一環として行われたのであった。

明治政府、東京府は、以後、自身番、木戸番、木戸なきあとの市中の治安維持について、以下に箇条書きにしたように様々な過渡的な制度を採用する。

- ・明治元年6月18日に民間からの申し出を受け、兵士74人の市政裁判所附兵隊を設置する¹⁰²。

- ・明治元年7月17日の市政裁判所の廃止、東京府の開設に伴い、同年8月21日、8藩に取締りを命じ東京府附属市中取締隊とする¹⁰³。

- ・東北平定に伴い、明治元年12月5日先の市中取締隊を改正し、新たに30藩に命じ市中を47区に分け警衛巡邏¹⁰⁴、人数はおよそ2500人くらいであったとされている¹⁰⁵。

- ・明治2年11月東京府の府兵制度設立。これは明治2年1月に、市中取締兵隊の管轄が、東京府から軍務官に移管されたことによる不便を解消することが目的であった。東京府が兵部省から取締隊に関する権限を取り戻したのであった¹⁰⁶。この時、それまで47区に分かたれていた取締り区域を6区にした。明治3年3月の調査では、その人数2500人と報告されている¹⁰⁷。また明治3年5月には、町奉行以来の捕亡方(三廻りの改称されたもの)が廃止される。捕亡方は、東京の事情に疎い諸藩の取締隊を補佐してきたのであるが、以後市中取締りは府兵が一手に行うことになった¹⁰⁸。この間、部分的に警備のための木戸の設置、往還締切が明治2年11月に布告されて

いる⁷⁰。しかし、2カ月後の明治3年1月には、よほどの事でない限り、木戸や番屋は設置しなくてもよいと修正される⁷¹。

・明治4年10月23日、邏卒制度設立⁷²。この邏卒の設置によって、明治政府の警察制度は確立された。明治4年7月14日の廃藩置県にともない、諸藩の兵士をそのまま市中取締りに当てていた府兵制度は存続できなくなった。同年10月23日に、府兵に代え邏卒が東京府の管轄下に設置され、11月には元薩摩藩からの2000人、その他の元諸藩からの1000人、計3000人が市中取締にあたることになった。明治5年4月にはさらに元諸藩から1000人が増員される⁷³。明治5年8月、東京府所属であった邏卒は司法省へ移管され、司法省内には警保寮が設けられ、邏卒はその管轄下にはいることになった⁷⁴。警保寮は全国の警察制度を中央政府の下に統合するものである⁷⁵。また邏卒制度の整備にともない、築地居留地の関門が明治4年11月に廃止され⁷⁶、明治元年に外国人警護のために設けられた別手組も、明治5年8月に廃止されている⁷⁷。明治6年5月には隅田川の4大橋の橋番も廃止され、その警備は警保寮が管掌することになる⁷⁸。その後、明治6年11月10日に内務省が設置され⁷⁹、明治7年1月15日その管轄下に東京警視庁が創設される⁸⁰。警保寮は司法省から内務省の警視庁へ移管される。

このように警察機構の中央統制が整備される一方で、明治5年10月19日、東京府には番人制度が施行される⁸¹。番人制度とは、府民は自らの治安維持を自ら行うべきである、という理由から、邏卒と並行して設けられた民設の警察である。その背景には、全国の治安維持を管轄することになった警保寮が、東京へ邏卒を十分に回せなくなったという指摘もあり⁸²、実際警保寮の指揮下で東京の治安維持を図るといった補佐的な色合いが強かった。いずれにしても、当時の行政区画である大区小区制の小区毎に30人ずつ、できるだけその区内に居住するものを選び、番人としてその区の治安維持にあたらせ、区入費でそれを維持するものであった⁸³。実際には小区毎に30人は無理であったところが多く、番人の配置された72小区には、明治6年3～6月の統計では合計1173人の番人が配置されている⁸⁴。

番人制度はイギリスの警察制度を倣ったものなのであるが、同時に、番人の名称、町金の維持されること、町役人である戸長が人選を担当すること、などの点で江戸の自身番や辻番に類似するものであるとする考察は、この限りでは正しい⁸⁵。確かに番人は都市内のごく限られた一部の治安維持を担うものであり、その発想は巡邏による治安維持ではないと言える。しかし、身分制度と結び付いた江戸の自身番や辻番とは異なる点も多いこと

は確認しておく必要がある。まず江戸の町が細かな差異によってそれぞれ区別された空間であったのに対して、大区小区制とはそれぞれが行政上対等である平板な区画として設けられたという点。これを空間的に表現し直すならば、江戸で形成されていた閉じた空間はすでに消滅しており、小区毎の区割りとは地図上の行政区分けに過ぎないということになる。さらに巡回による治安維持の方法との関係では、江戸の町奉行の三廻り数十名に対して各種番人は3000～6000人にのぼっていたが、東京では邏卒（巡査）が4000人、番人1100人強と、やはり巡回による治安維持が主となっている点。これは番人10人に対して巡査1人が警保寮から派遣され番人を監視するという警察制度上の構造からも見て取ることができる。

番人制度はわずか1年3カ月後（実質的施行期間は1年弱）の明治7年2月10日廃止される。各町の費用負担が重すぎるという財政的な理由がその根拠となっている⁸⁶。しかし、番人廃止の建言をおこなった警察制度確立の立て役者である川路利良は、番人が卑弱の備夫であり治安維持の任務に耐えないことや、警察は官費で賄うのが当然であることを主張しており⁸⁷、東京警視庁の設立と同時に、再び中央統制の明確な警察制度が目指されたことがわかる。と同時に、すでに木戸などによる閉じた空間が存在しない以上、巡回によらない小さな区画毎の治安維持の方法が、効果的に機能しなかったとも考えられる。川路利良は同じ建言の中で、番人にかかる費用を道路や橋などに振り向けることを要請している。これを、巡回による治安維持の方法を支える、貫通型空間の整備を求めたものだと解釈することも、番人廃止と中央統制の警察制度の拡充を要望しているこの建言の性格を考えるならば、的はずれではない⁸⁸。

番人廃止にともない、明治7年1月17日には邏卒2000人が増員されることになった⁸⁹。この時に邏卒は巡査と改称される。当時の東京府下の警察力は、邏卒5000人余、番人1100人余の6000人余りであった。同年2月2日に巡査の定員が6000人と定められる⁹⁰。この時点で、東京の治安維持は、全国的な警察機構の一部として東京を管轄する警視庁に、全面的に委ねられるのである。

幕末から始まった巡邏による治安維持は、自身番の強化、武家地の関門設置、など旧来の方法と並立しながら明治にいたる。明治に入ってから、一部での木戸の設置や番人制度の採用など、江戸の治安維持を彷彿とさせる方法の消長はあるものの、全体としては巡邏による治安維持の整備が進んだことが理解されよう。明治7年警視庁設置以降は、江戸の身分制度に規定された、閉じた空間を舞台

にした治安維持の方法は完全に過去のものとなり、巡査による巡邏という東京の治安維持の方法が、貫通型空間である道路を舞台に繰り広げられることになった。すなわち、身分制度に規定された町毎の治安維持制度と町毎に区切られた空間との相互関係は明治初期に崩れ、以降巡回という治安維持制度には木戸などの取り払われた連続する空間が相互関係を持ってゆくことになる。

8. 東京の消防制度

東京における消防制度も、治安維持とよく似た変遷をたどる。ただ似ているだけでなく、消防業務は警保寮や東京警視庁の管轄下に統合されてゆくのである。明治維新が江戸の火消制度に与えた明かな影響は、幕府の定火消、大名の大名火消らの武士による火消の消滅である。身分別に編成されていた火消は、明治にはいると町火消のみが残り、自動的に身分別編成の性格は喪失した。一時兵部省に消防のための部隊が置かれていたこともあったが、これも明治2年に廃止され、明治3年9月に東京府が消防局を置くまで、町火消が東京全体の消火にあっていたのであった。東京府は明治3年9月に消防費用に充てるための家税を徴収し始めると同時に、江戸時代以来のいろは組を改組する⁹¹。この家税は明治5年に廃止され、消防には町会所積金を充てることとした。

明治4年5月30日に消防局は府兵局に併合され、さらに明治4年8月府兵の廃止と関係して司法省警保寮に移管された。明治5年4月2日、いろは組は廃止され消防組39組が編成された⁹²。いろは組廃止は、明治4年12月の大区小区制の画定にしたがうもので、消防組は6大区にそれぞれ配置される。当時の消防組の人員は2558人であった。明治5年10月には消防局の管轄が警保寮から東京府へ移り、明治6年12月25日には再び警保寮へ移管されることとなった。さらに明治7年1月15日の東京警視庁設置にともない、府下の消防事務はすべてその管轄下に入ることとなり、消防組1組毎に警部1人、巡査6人が監督にあたることとされた⁹³。

概観してきた消防組織の変遷からは、先にみた治安維持の方法と同様の変化を見出すことができる。江戸で身分別に成立していた火消の制度は、武士たちの撤退にともない事実上解消され、さらに東京府の行政が整備されるにしたがって、町毎に編成されていたいろは組は消防組に再編成される。いろは組の人員はそのまま消防組に移行したようであるから、江戸の各種番人が江戸以外からの兵士、邏卒などと置き換えられたのとは異なっている。しかし、各町の一部として組織されていた町火消が、行政区画ごとに割り振られ警察

機構の一部となることは、かつての房状都市に対応した火消制度の解体を明瞭に示しているのである。

幕府が火事を自らの政治に組み込んでいたことは先に述べたが、明治政府は、消防組織を警察機構に管轄させることでやはり自らの政治に組み込んだ。ただし、その組み込み方は全く異なるものであった。江戸の明地、火除地、河岸などが火事存在に与えられた空間であったとするならば、東京は銀座の煉瓦街が火事の抹殺―災害の零度を表現しているという指摘は⁹⁰⁾、警察機構による消防の管掌についても有効であろう。治安維持の方法が、差異により形成されていた空間を貫く巡邏に置き換えられてゆく過程は、火事存在に与えられていた場所も例外とはしなかった。明地の設定や町などの場所替えなどによって、幕府が火事に連続する力として自らの超越的権力を表したのに対して、明治政府は火事を抹殺する権力、火事に場所を与えない権力として、貫通型空間に、自らを顕現するのである⁹⁰⁾。

9. 明治初期の公園における治安維持

明治6年に設置される公園にも、オープンスペースにおける新しい治安維持の方針は適用される。

今般人民輻輳ノ地ニシテ従前高外除地公有地ノ類公園ト可_レ被_レ定ニ付取調、御省ヘ可_レ申立_レ旨被_レ仰出_レ候ニ付為_レ取調_レ候處、別紙記載之場所ハ相當之地ト存候處、右施設之奉_レ手初_レ之事ニ付追々ハ改正可_レ致義モ可_レ有_レ之候得共、先以テ別紙之通布達ニ及_レ、其業體不都合無_レ之モノヘ差許、園中取締ノ義ハ警保寮ヘ打合_レノ上取計可_レ申存候。此段御指揮相候也。

(明治6年)三月廿八日 知事

井上大蔵大輔宛⁹¹⁾

この時東京府は、正院(太政官)あての上申も提出しているが、その文中にも「園内取締ノ義ハ警保寮ヘ打合_レ之上夫々取計可_レ申候ニ付、」とある⁹²⁾。寺社境内から官有地第3種へと土地の所有形態が変わっても、公園地自体は江戸の残滓とも言うべき容貌を呈す。しかし、江戸から東京への都市全体の急激な変貌の中に公園を位置づけてみるならば、公園のそのような性格は、空間的な緩衝材あるいは矛盾の遊水池として要請されていたのであった。ただ、公園の治安維持に関する東京府の態度が、江戸の治安維持の延長上にはないことは、これまでの考察から明らかである。

明治6年の東京では、オープンスペースを身分制度のなかで横断的に管理する諸身分は解体されていたし、身分制度により分節化されていた空間も、すでにその姿を変えてしまっていた。巡邏による治安維持が公園も適用さ

れることは、江戸以来の分節型空間として東京の公園を捉えることを、少なくとも治安維持という側面からは不可能にするものである。本論においてとりあげた治安維持という側面からは、巡邏に対応する貫通型空間の一部として公園が現れることを記さなければならない。「江戸の盛り場がそのまま公園として引き継がれた」⁹³⁾、という史観は、江戸の盛り場と東京の公園の治安維持の方法が全く異なるという点では、説得力を持たないのである。このことは、以下の史料を見ることで、さらに明確になる。

東京府は管轄会議所に公園経営の方法を諮問した後、租税寮と具体的な公園取扱案の検討にはいる。まず4月23日に租税寮から東京府へ、公園取扱案が提出されるが、その案中の治安維持に関する条を見てみよう。

公園取扱心得 中略

一、公園取締ノ者各所壹名ツ、可_レ差置_レ事。

中略

一、公園取締ノ義ハ園内住居人ノ中可_レ然人體相選、各所一名ツ、可_レ相設_レ、尤住居人無_レ之場所、又ハ相当之人體無_レ之候ハ、別段人選可_レ申付_レ事。⁹⁴⁾

この案を受けて、5月2日東京府は以下の文書で返答する。

公園ノ儀ニ付、松方租税権頭ヘ兼テ御談ニ及置候處、此程心得ケ條書添御申越_レ趣了掌致シ、別紙ノ通り規則相定、御別意無_レ之候ハ、正院ヘ申立、其通り施行可_レ致存候。然ルニ取締人ノ儀者、園内住居人ノ中ヨリ申付候テハ、兎角怠惰モ易_レ生次第ニ付、警保寮ヘ打合_レノ上他ヨリ人選ヲ以申付、選卒同様為_レ相心得_レ候方可_レ然哉、且遊人私ニ酒肴ヲ携へ、園中ニ於テ雜沓ニオヨヒ候儀ハ嚴禁可_レ致存候。此段町触案添及_レ御打合_レニ候也。

明治六年五月二日

東京府知事 大久保一翁

租税頭 陸奥宗光殿⁹⁵⁾

そして、東京府は次の条を付け加えて公園取扱案を租税寮へ差し戻す。

一、会議所詰、又ハ所戸長之内ヨリ総締之者一兩名可_レ申付置_レ事。⁹⁶⁾

同年5月23日、租税頭は東京府の指摘を承諾し、「取締人ノ義ハ第三條ニ掲載有_レ之且撰擧ノ義ハ府廳ノ心得迄ニ付此條相除候方可_レ然。」⁹⁷⁾という付箋で、公園地内居住人の中から取締人を選出することを記した一条を除くことにしたのであった。

租税寮の最初に提出した公園取扱心得案では、公園地内に居住していた人々(後に公園出稼人と呼ばれる)の中から取締人を選ぶとされていたのが、結局、会議所か公園の所属する区から出されることになったのである。

ただしこれは、単にどこから人を出すかという条項の変更ではなく、公園取締人の果たすべき役割の変更であると捉えるべきである。つまり公園内の治安維持は、警保寮つまり、都市の他の部分を巡回していた巡邏に任せられることになり、それを現場で補佐するために会議所や区から人が出されたのである⁹⁸⁾。

10. まとめ

身分制度を社会制度の基底とした江戸は、空間的にも身分別の居住地を単位とした房状都市として構成されていた。そのような社会一都市>においては、排外的な身分と閉じられた空間とが、治安維持をはじめとする諸々の問題に対処する基本的な枠組みであった。しかし、江戸においても、往還や広小路、橋詰、寺社境内などの都市オープンスペースは、完全に閉じることのできない空間であって、それ故一意的にある身分と紐帯を結ぶことは不可能であった。このため幕府は房状都市の間隙を埋める身分を設ける。

本論では、オープンスペースにみられるこの<身分―空間>の関係を、<身分―居住地>の関係による幕府の社会秩序維持を補い、完成させるものとして捉えた。しかし、明治に入り、幕末以来の巡邏による治安維持の方法が確立、定着すると同時に、閉じられた空間は木戸や各種番屋の撤去によって貫通型の空間へと変貌する。さらに、無数の差異によってアイデンティティを有し、あらゆる社会制度の基礎単位となっていた町は、東京府の設定した行政区画によって整理統合され、実質的な差異はさておき、行政的取り扱い上は平等な区画へと変貌する。

まず空間形態の変化を取り上げよう。明治元年9月の木戸や番屋の撤去をはじめとして明治にはいると往還はその姿を劇的に変えてゆく。明治初期東京では、葺簀張床店の撤去、江戸城外郭門の開放・撤去、道路の拡幅直線化、橋の架替え、道路用地としての河岸地確保と非人小屋の撤去など、分節型空間である往還から、貫通型空間である道路への変質が急激に進められた。明治4年4月の三厘道の布告で、中央3間または4間を車道としその左右を歩道とされた東京の道路と、木戸の中央2間半のみ開いていた江戸の往還を想像してもらえば、その劇的な変化が理解されるだろう。

このような空間形態の変化は、制度的には、その管理を行う者の変化と連動したものである。明治2年3月の、50区制の採用に伴う自身番の免除もその一環であった。東京府による行政区画は、江戸以来の町の完結型社会としての性格を大きく喪失させたと考えられるが、自身番の免除は、町が往還において果たしていた治安維持からの排除であり、つまり

町に附属していた往還、この時点では道路へと変貌しつつあった往還、の剥奪でもあった。町は、戸籍などを通じて治安維持には関わるものの、道路における治安維持活動からは基本的に撤退する。そして道路には、治安維持を専門にする人々一府兵、邏卒、巡査一が登場するのである。江戸から東京への移行には、空間の身分対応型から機能対応型への制度的変化、すなわち形態的には分節型から貫通型への変化が生じたのであった。

このような制度的空間的变化の中で、身分を通じてオープンスペースに関わっていた人々の存在理由は、完全に喪失したと考えるよくだろう。制度的にも空間的にも、房状の支配関係が存在すればこそ、房の間を埋める支配関係も存在し得た¹⁰⁰。

しかし、賤民廃止令の布告された時には、すでに江戸のオープンスペースに生きた人々の存在を必要とする社会はなく、彼らの生きる空間は存在していなかったのである。東京という〈社会—都市〉における道路、公園などのオープンスペースは、明治政府、東京府によって行政サービスを供給される空間、すなわちそれ以外の要素は排除される空間として現れだしていたのである。

乞胸や香具師や願人や非人は、身分によるその存在理由の喪失と共に、物貰い、乞食として認識され、一方的に取り締まれ、排除される側になることになる。これについては紙数の制約上、稿を改めて展開することとしたい。

注

- 1) 拙稿(1992): 明治期の公園誕生に関する考察: 都市計画学術論文集, 27, 37-42
- 2) 拙稿(1993): 都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた明治初期公園の位置づけ: 造園雑誌, 56(5), 31-36
- 3) 覆並重行, 三橋俊明(1989): 細民窟と博覧会: JICC出版局, 34「火事は、江戸の街にとってほとんど『自然な』条件、あるいは存在論(ある対象をそれ自身存在するものとして、あるいは普遍的な存在の一部、その存在の一様式、として理解しようとする認識類型)上の所与ですらあった。というのも、それが季節の循環同様の(規則性とはいわないまでも)定常性を持ち、金持ちにも貧乏人にも等しくその被害と余録を与えていた(略)上に、江戸の街の構築そのもののなかに、防火の空間という形で常時実在していたからだ。江戸市中の『明地』の多くは火除け地であり、実際には荷物置場、盛り場、馬場などになっていた河岸端、広小路、出火地の町の移転跡も、この火除けの『明地』に含まれていた。」
- 4) 東京百年史編集委員会編(1973): 東京百年史 第1巻: 東京都, 568
- 5) 同上書, 572
- 6) 前掲: 細民窟と博覧会: 44「幕府は大火のたびに焼跡を火除け地とし、住民を町ごと移動させるという政策をしばしばとった。幕府は火の力に連続するかのような力、場所と住民との結びつきを決定する力、そして町々の場所、住民の住み場所を仕切り直す力、として自らを指揮しようとする。火事はこの時、採決を求めて上訴された問題、それによって幕府が諸問題に対する最高審級であることをいやがうえにもきわ立たせることのできる訴因、となっていた。」
- 7) 前掲: 東京百年史 第1巻: 579
- 8) 同上書 1096
- 9) 同上書 592
- 10) 同上書 599
- 11) 伊藤好一(1987): 江戸の町かど: 平凡社, 188
- 12) 同上書 189
- 13) 撰要永久録: 東京市史稿市街篇42: 1144
- 14) 撰要永久録: 東京市史稿市街篇43: 356, 加藤貴: 江戸の部分と全体: , 小木新造編(1991): 江戸東京を読む: 筑摩書房所収, 052 ではこれを表にまとめてある。
- 15) 撰要永久録: 東京市史稿市街篇40: 389
- 16) 小木新造(1991): 江戸東京学事始め: 筑摩書房 080「町内完結社会」として江戸の町が捉えられている。
- 17) 江戸の周辺で行われていた大道芸、門付芸については、高柳金芳(1982): 江戸の大道芸: 柏書房, 26
- 18) 乞胸頭家傳 谷川健一編集(1971): 日本庶民生活史料集成 第14巻 部落: 三一書房, 489 所収
- 19) 石井良助(1988): 江戸の賤民: 明石書店 102
- 20) 檜舞台を有する劇場が穢多頭支配からぬける一件については、「勝扇子」参照のこと。前掲: 日本庶民生活史料集成 14: 443
- 21) 前掲: 江戸の賤民: 101
- 22) 18)の「乞胸頭家傳」を参照
- 23) 前掲: 江戸の賤民: 108
- 24) 高柳金芳(1981): 江戸時代 非人の生活: 雄山閣 11
- 25) 同上書 参考のこと
- 26) 同上書 34
- 27) 高柳金芳(1981): 乞胸と江戸の大道芸: 27 または前掲: 江戸の賤民: 83 12
- 28) 前掲: 江戸時代 非人の生活: 68
- 29) 同上書 72
- 30) 前掲: 江戸の賤民: 78、ただし前掲: 江戸時代 非人の生活: 30によれば「野非人」は純粋の非人ではなかったとして、「寄非人」「新非人」「渡り非人」等とも呼ばれたことをあげている。
- 31) 前掲: 江戸時代 非人の生活: 33
- 32) 香具師は幕府より隠密御用を家業に加えられていた。前掲: 乞胸と江戸の大道芸: 39, 荒井貢次郎(1950): 香具師雑稿: 中央評論 1, 石井良助(1987): 近世関東の被差別部落: 明石書店 所収, 575
- 33) 「髪結といふ職も何故にか今人に賤めらるゝ者なり、中略 往還にて往來の人の月代をそり一銭宛の價をとりし名の約りて、いせ刺といふよし、少し古く書きたる物あり 中略 或人にきくに、その職役によりて刑罪人の頭をそり髪をゆふ、故に賤とすなどいへり、さることにやあらむ、前にいふ町役などの卑職より兼ねるも故ありてなるべし、されど同火は忌まず、婚も窮民よりはしひて忌むともきこえず(或人いふ、湯風呂屋女郎部などの類にて、身體につきたる事をとるをきたなしとすといへど、さては身體につきては二便ばかりきたなきは無けれども糞をとり扱ふは農民の常に穢とも賤ともせざれば此説はきこえず。)」本居内遠: 賤者考: , 前掲: 日本庶民生活史料集成 14: 514
- 髪結の注として『『往來住宅雨落より三尺張出、長暖簾四尺二寸、縫下け五寸、腰障子三尺余の寸法と相定、致渡世候。』』『髪結由緒書』その由来はともかくも、髪結は賤職とされ、奉行所から義務労役を課されていた事実は、近世後期にまで及んだ。』盛田嘉徳 同上書457
- 34) 前掲: 東京百年史 第1巻: 583, 587
- 35) 支配制度の違いを利用したものには寺院や武家屋敷でのぼくちなど居住地内すなわち屋内のものもある。同上書, 583
- 36) 上杉聰(1990): 明治維新と賤民廃止令: 解放出版社, 223の図1, また73~
- 37) 太政官日誌: 東京市史稿市街篇52: 165
- 38) 太政官日誌: 東京市史稿市街篇51: 518
- 39) 順立帳 明治三年 二一 部落解放研究所(1986): 史料集 明治初期被差別部落: 146, 同: 東京市史稿市街篇51: 520
- 40) 町方諸伺留 三 常務局市井掛 明治四年 前掲: 史料集 明治初期被差別部落: 274
- 41) 順立帳 明治四年 一九: 同上書 280
- 42) 記事類纂: 同上書 309
- 43) 御達留: 同上書 416
- 44) 前掲: 明治維新と賤民廃止令: 251, 賤民廃止令中「穢多非人等」の語句の「等」が大蔵省の原案にはなく、布告直前に戸籍寮の指摘によって加えられてことが記されている。この時に賤民廃止令は土地

- を主題にしたものから、全面的な身分制
度解体への飛躍を果たした。
- 45) : 東京市史稿市街篇46 : 106
- 46) 同上書 391
- 47) 東京都(1954) : 市中取締沿革 : 東京都
28
- 48) 同上書 32 また : 東京市史稿市街篇47 :
68,106,298には「此後巡邏盛んに成り、
江戸四里の間、昼夜巡行せざる所なし。」
とある。
- 49) 前掲 : 市中取締沿革 : 38
- 50) 同上書 52, 東京都(1959) : 東京府の前身
市政裁判所始末 : 東京都 194
- 51) 前掲 : 市中取締沿革 : 61
- 52) 同上書 20,21
- 53) 因革史料 : 同上書 86
- 54) 鎮台府一件 二 前掲 : 東京府の前身
市政裁判所始末 : 140, 前掲 : 市中取締
沿革 : 97, 府治類纂 : 東京市史稿市街
篇49 : 153
- 55) 鎮台府一件 : 東京市史稿市街篇49 : 168,
前掲 : 市中取締沿革 : 98
- 56) 斎藤月岑, 金子光晴校訂(1968) : 増訂
武江年表 2 : 平凡社, 東洋文庫118 223
- 57) 府治類纂 : 東京市史稿市街篇50 : 90
- 58) 同上書 416
- 59) 同上書 530
- 60) 武江年表 : 同上書 530
- 61) 同上書 543
- 62) 13),14)を参照
- 63) : 東京市史稿市街篇50 : 637
- 64) 府治類纂:東京市史稿市街篇49 : 196, 前
掲 : 市中取締沿革 : 101
- 65) : 東京市史稿市街篇50 : 27, 前掲 : 市中
取締沿革 : 126
- 66) : 東京市史稿市街篇50 : 299,前掲 : 市中
取締沿革 : 163
- 67) 前掲 : 市中取締沿革 : 176
- 68) : 東京市史稿市街篇50 : 1046, 前掲 : 市
中取締沿革 : 190
- 69) 前掲 : 市中取締沿革 : 196
- 70) : 東京市史稿市街篇51 : 312
- 71) : 東京市史稿市街篇50 : 1042
- 72) : 東京市史稿市街篇51 : 19
- 73) : 東京市史稿市街篇52 : 280
- 74) 同上書 928
- 75) : 東京市史稿市街篇53 : 319
- 76) 同上書 332
- 77) : 東京市史稿市街篇52 : 302
- 78) : 東京市史稿市街篇53 : 317
- 79) : 東京市史稿市街篇54 : 951
- 80) : 東京市史稿市街篇55 : 661
- 81) : 東京市史稿市街篇56 : 35
- 82) : 東京市史稿市街篇53 : 558
- 83) 東京都(1973) : 明治初年の自治体警察
番人制度 : 東京都 10
- 84) : 東京市史稿市街篇53 : 566
- 85) 前掲 : 明治初年の自治体警察 番人制度 :
44
- 86) 同上書 1
- 87) 同上書 177
- 88) : 東京市史稿市街篇56 : 53
- 89) 同上書 56 「一, 番人ヲ減シ民費ヲ省キ
府下ノ人心ヲ安ンシ, 其費ヲ移シテ道路
橋梁水道ヲ修繕セハ, 人民便利ヲ得府下
ノ姿ヲ一新シ, 體制嚴正ニシテ帝權隨テ
尊重ナルヘシ。是レ目今ノ急務ナラスヤ」
- 90) : 東京市史稿市街篇56 : 61
- 91) 同上書 193
- 92) : 東京市史稿市街篇51 : 607
- 93) : 東京市史稿市街篇52 : 962
- 94) ここで記述した消防史については : 東京
市史稿市街篇52 : 962, 前掲(1972) : 東
京100年史第 2 巻 : 東京都 433参考のこ
と
- 95) 前掲 : 細民窟と博覧会 : 45
- 96) 広小路, 河岸, 明地などが道路部分を除
いて払い下げられることについては,
「東京府下地券発行地租収納」布告 : 東
京市史稿市街篇52 : 775 を参照のこと。
- 97) 各公園例則 : 東京市史稿遊園篇 4 : 502
- 98) 同上書 502
- 99) 前掲 : 明治期の公園誕生に関する考察 :
参照
- 100) 各公園例則 : 東京市史稿遊園篇 4 : 516
- 101) 同上書 516, 從 明治六年 稟議類纂 :
東京市史稿市街篇55 : 550
- 102) 各公園例則:東京市史稿遊園篇 4 : 553
- 103) 同上書 553
- 104) その後, 出稼人の中から取締人を選出
することに関しては現場の区と東京府の
間でやりとりがされるが, 結局区の雇用
扱いとして名称も公園世話掛と変えて決
着する。 : 東京市史稿遊園篇 4 : 754,10
18,1050
- 105) 明治 6 年に上野公園の整備経営の請負
申し出がなされ, 東京府は明治 7 年 3 月
これを認める。その申し出中には「一,
公園中邏卒屯所を置狼籍を防, 庶衆をし
て安心ニ遊歩為, 致申度候。」という条項
がある。この請負申し出人は同年 4 月請
負を辞退した。公園の取締人と邏卒(巡
査)は背反するものではないのである。
上野公園書類 : 東京市史稿遊園篇 4 :
549
- 106) 江戸のオープンスペースにおける, 乞
胸や香具師による治安維持活動を, 幕末
以降の巡邏と混同してはならない。彼ら
が対象としたのは, 基本的には自らの身
分に関わる治安維持であって, それ以外
のものは別の支配系統において処理され
べきものであった。ただ, オープンス
ペースが活動の場であったということか
ら, 明治以降の巡邏の要素を我々が見い
だすことができるのである。
(1993.7.24 受付, 1994.6.18 受理)

Summary : The purpose of this thesis is to study the relationship between changes in the social systems and in the spatial form of the urban open space in the transition era from Edo to Tokyo. Since the social estate system was the fundamental system of Edo society, each social estate group had its own systems and organizations to solve social problems, such as security or fire defense. The urban space of Edo which was controlled through each social estate group tended to manifest itself in separated and distinctive space. But a number of open spaces in Edo, such as Oukan, Hirokoji, Hasizume, Hiyokechi, Keidai, were not suitable to this system and spatial form. Such open spaces were used and effectively controlled by all social groups. In this thesis, I focus particularly on the discriminated estate groups, including Goumune and Hinin. They lived and earned their living in Edo's open spaces and played an important role in Bakufu's open space security system. The Meiji government abolished the discriminated estate groups in 1872. This abolishment meant the collapse of the social system of Edo which was constituted by the social estate structure. At this point, for the first time in Japanese history, the police and fire defense systems had jurisdiction over the entire urban open space. These new systems demanded a unified and accessible open space in Tokyo. The government removed all the obstacles on the streets like Kido, Jisinbanya, Kidobanya, Hiningoya. The roads and bridges were widened and flattened. This open space form created a spatial network which allowed city-wide access for police and fire defense systems. This thesis concludes with an analysis of the reciprocity between the change of the social systems and the transformation of the urban open space shape.